

## <制度の仕組>

石油協会の信用保証制度は、揮発油販売業者の方々が、設備の近代化、経営の合理化等のために、金融機関から資金を借入れる際に、その債務を最高5千万円(運転資金のみの場合は最高3千万円)まで保証する制度です。

この債務保証を行うため石油協会は、政府の補助金と揮発油販売業者から拠出を受けた出捐金とで『揮発油販売業経営合理化基金』を設けており、また、制度を運用するため全国各地の金融機関と約定を結んでいます。

石油協会は、揮発油販売業者等から金融機関を経由して保証申込みがあったときは、47都道府県に設置した地区信用保証委員会と本部の中央信用保証委員会においてその内容を調査・審査し保証を承諾した案件については、金融機関に債務保証書(以下「保証書」という)を発行します。

この保証書の発行を得て、揮発油販売業者等は金融機関から保証付融資を受けられますが、融資を受けた揮発油販売業者等が廃業、倒産等により元利金の返済が不能になった時は、石油協会が金融機関に元利金を代位弁済することになります。

なお、信用保証事業の運営費用ならびに代位弁済の費用は、基金の運用益及び保証料等によって賄われています。